経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

中心市街地活性化施策について

（特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定（中活法第５０条））

地域経済産業グループ
中心市街地活性化室

中心市街地活性化の政策意義

課題

中心市街地は、商業、業務、居住等の都市機能が集積し、長い歴史の中で文化、伝統をはぐくみ、各種機能を培ってきた「まちの顔」とも言うべき地域。
しかしながら、病院や学校、市役所などの公共公益施設の郊外移転等都市機能の拡散、モータリゼーションの進展、流通構造の変化等による大規模集客施設の郊外立地、居住人口の減少等中心市街地のコミュニティとしての魅力低下、中心市街地の商業地区が顧客・住民ニーズに十分対応できていないことなどにより、中心市街地の衰退が進みつつある。

大都市部の市街地のほか、中小都市や人口の少ない街の商店街等、様々な地域の活性化に対応でき、
認定を受けた場合に、大規模な事業から小規模な事業まで、
様々な特別の財政支援等を受けることができる中心市街地活性化基本計画の認定制度を創設。

政策意義

国、地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りながら、地域が自主的かつ自立的に取り組み、国民の生活基盤の核となる中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進することによって、地域における社会的、経済的、文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある中心市街地の形成を図ることにより、各地域ひいては我が国全体の発展に重要な役割を果たすことを期待。

活性化された中心市街地とは

- 商業、公共サービス等の多様な都市機能が集積し、住民や事業者へのまとまった便益を提供できること。
- 多様な都市機能が身近に備わっていることから、子ども・子育て世代や高齢者等にも暮らしやすい生活環境を提供できること。
- 公共交通ネットワークの拠点として整備されていることを含め既存の都市ストックが確保されているとともに、歴史的・文化的背景等と相まって、地域の核として機能できること。
- 商工業者その他の事業者や各層の消費者が近接し、相互に交流することによって効率的な経済活動を支える基盤としての役割を果たすことができること。
- 過去の投資の蓄積を活用しつつ、各種の投資を集中することによって、投資の効率性が確保できること。
- コンパクトなまちづくりが、地球温暖化対策に資するなど、環境負荷の小さなまちづくりにもつながること。

中心市街地活性化制度の概要

○「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、中心市街地における都市機能の増進、経済活力の向上を推進
○市町村が、商工会議所等で構成される協議会と連携し、基本計画を作成。国の認定を受けた計画に対し、関係府省庁が連携して重点的に支援

市町村
（計画作成）

申請 →
← 認定

内閣府
（内閣総理大臣による計画認定）

中心市街地活性化基本計画
（計画期間は概ね5年以内）

○基本的な方針
○位置及び区域
○目標（定量的な数値目標）

○中心市街地活性化のための事業
（1）市街地の整備改善
（2）都市福利施設の整備
（3）街なか居住の推進
（4）経済活力の向上
（5）公共交通機関の利便性増進等

○推進体制　など

支援

連携して作成

中心市街地活性化協議会
- 商工会議所、商工会
- まちづくり会社
- 民間事業者、地域住民
- 市町村　　など

関係府省庁によるハード・ソフト事業支援

（国土交通省）
暮らし・にぎわい再生事業

＜熊本駅前東A地区＞（熊本市）

駅周辺地区の再整備

（総務省）
中心市街地活性化ソフト事業

＜北の恵み 食べマルシェ＞（旭川市）

イベント等のソフト事業

（内閣府）
デジタル田園都市国家構想交付金事業

＜空き店舗リノベーション＞（山口市）

＜共創拠点ビジネス交流＞（富山市）

※認定計画事業は地方創生推進タイプの申請上限件数を緩和（R6年度～）

（経済産業省）
日本政策金融公庫による低利融資

＜ザ・シロヤマテラス津山別邸＞（津山市）

中小企業アドバイザーによる助言等

これまで認定を受けた中心市街地活性化基本計画：151市4町累計283計画（令和６年４月現在）

令和６年４月現在で、155 団体（累計 283 計画）が認定（②、③、④は認定の回数）を受ける。黒字は計画期間終了の自治体。

赤字は取組実施中の自治体。今回の認定自治体はマーカー付き。【新規認定：７自治体】

北海道	函館市、小樽市、旭川市、帯広市③、北見市、岩見沢市②、稚内市、滝川市、砂川市、富良野市②
青森県	青森市②、弘前市②、八戸市④、黒石市、十和田市②、三沢市
岩手県	盛岡市②、久慈市②、遠野市②
宮城県	石巻市③
秋田県	秋田市②、大仙市
山形県	山形市③、鶴岡市②、酒田市②、上山市②、長井市②、小国町
福島県	福島市③、会津若松市、いわき市、白河市③、須賀川市②
茨城県	水戸市②、土浦市③、石岡市、鹿嶋市
栃木県	日光市、大田原市
群馬県	高崎市③
埼玉県	川越市②、蕨市、寄居町、志木市
千葉県	千葉市、木更津市、柏市②
東京都	八王子市②、青梅市、府中市
神奈川県	小田原市
新潟県	新潟市、長岡市③、十日町市、上越市（高田）
富山県	富山市④、高岡市④
石川県	金沢市④
福井県	福井市②、敦賀市、大野市②、越前市②
山梨県	甲府市②
長野県	長野市②、上田市②、飯田市③、塩尻市
岐阜県	岐阜市④、大垣市③、高山市②、中津川市②
静岡県	静岡市（静岡・清水）③、浜松市②、沼津市、島田市、掛川市②、藤枝市④
愛知県	名古屋市、豊橋市②、豊田市④、安城市、東海市、田原市
三重県	伊勢市②、伊賀市
滋賀県	大津市②、長浜市②、草津市②、守山市②、東近江市②
京都府	福知山市②
大阪府	堺市、高槻市②、茨木市
兵庫県	神戸市（新長田）、姫路市③、尼崎市、明石市②、伊丹市③、宝塚市、川西市③、丹波市②
奈良県	奈良市
和歌山県	和歌山市、田辺市
鳥取県	鳥取市④、米子市②、倉吉市②
島根県	松江市③、江津市、雲南市
岡山県	倉敷市③、津山市、玉野市
広島県	三原市②、府中市②
山口県	下関市、宇部市、山口市③、岩国市、周南市②
徳島県	徳島市
香川県	高松市③
愛媛県	松山市③、西条市
高知県	高知市③、四万十市
福岡県	北九州市（小倉・黒崎）、大牟田市、久留米市②、直方市、飯塚市
佐賀県	唐津市②、小城市、基山町
長崎県	長崎市②、諫早市②、大村市
熊本県	熊本市④、熊本市（植木）、八代市、山鹿市、益城町
大分県	大分市④、別府市、佐伯市②、竹田市、豊後高田市②
宮崎県	宮崎市、日南市、小林市、日向市
鹿児島県	鹿児島市③、奄美市
沖縄県	沖縄市③、宮古島市

「令和６年度第１回　中心市街地活性化に関する関係府省庁連絡会議（令和６年４月26日）」内閣府資料より引用

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の政策意義

課題

- 計画期間を満了した認定基本計画に係る事後評価を見ると、小売販売額や空き店舗数の指標について達成度が低かった。
- その要因の一つとして、民間投資を喚起するためには従来の支援措置が不十分であったことが挙げられた。

民間投資を喚起する重点事業を認定する制度

（特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定制度）の創設

政策意義

民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図るため、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、波及効果が高い民間プロジェクトを経済産業大臣が認定し、従来よりも手厚い支援を重点的におこなうことで、中心市街地への民間投資を喚起。

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の概要

経済産業大臣が認定する商業施設整備事業の認定スキーム

※中活計画に基づく事業であって特に経産大臣の認定を得たもの

中心市街地活性化基本計画に基づき、
①**意欲的な目標**を掲げ（年間来訪者数が、中心市街地の居住人口の４倍以上等）
②中心市街地の経済活力を向上させる**波及効果**があり
③地元からの強い**コミットメント**がある
民間商業施設整備プロジェクトに対して
経済産業大臣が認定し、**低利融資**等の支援を実施。

- **低利融資**

日本政策金融公庫からの**低利融資**

（特利３：0.60～1.10 %, 貸付額最大7.2億円）

※特利3の利率は令和６年３月時点。
※上記利率は標準的な貸付利率です。
適用利率は、信用リスク（担保の有無を含む）等に応じて、所定の利率が適用されますので、詳しくは日本政策金融公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経産大臣認定要件

認定実績：１９件

① 意欲的な数値指標を達成することが、当該事業の事業計画に照らして十分に見込まれること（以下のいずれか）。
- 「年間来訪者数」が、中心市街地の居住人口の４倍以上であること。
- 「年間売上高」が、中心市街地の年間小売商品販売額の１％以上であること。
- 「年間平均雇用人数」が、５０人以上であること。

② 中心市街地及び周辺地域の経済活力を向上させる波及効果があること。
- 来訪者、就業者又は売上高の増加が、事業実施区域に止まらず、当該事業実施区域を含んだ中心市街地及びその周辺地域に対して、どのような形で寄与するか説明されていること。

③ 地元住民等の強いコミットメントがあること（以下のいずれか）。
- 当該市町村から当該事業に要する経費の相当部分について負担が行われていること。
- 当該市町村の議会において、当該事業を推進すべきである旨の決議がなされていること。
- 当該事業実施区域の地権者から当該事業者に対し、安価な地代での土地の貸付けが行われていること。
- 当該中心市街地の相当数の住民、商業・サービス業者から、当該事業者が出資、貸付け又は寄附を受けていること。

④ 当該市町村に都市再生特別措置法に係る立地適正化計画（※）がある場合は、これに適合していること。
（※）立地適正化計画：居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の都市機能の誘導により、コンパクトシティ化を推進する計画。

特定民間中心市街地経済活力向上(S特)事業の認定一覧（参考）　認定：１９件

【雲南市】
『SAKURAマルシェ整備事業』
［コトリエット］
認定：H30.４.16

【津山市】
『新津山国際ホテル建設事業』
［ザ・シロヤマテラス津山別邸］
認定：H29.6.7

【高槻市】
『ホテルアベストグランデ高槻』
認定：H30.４.16

【福井市】
『福井"色(しょく)"の玄関口整備事業』　［ハピリン］
認定：H27.8.13

【富良野市】
『フラノ・コンシェルジュ整備事業』
［コンシェルジュ フラノ］
認定：H29.3.23

【八戸市】
『六日町地区複合ビル整備事業』
［Garden Terrace］
認定：H27.5.12

【周南市】
『徳山駅前地区商業施設整備事業』［徳山DECK］
認定：R5.4.24

【姫路市】
『姫路ｷｬｽﾃｨ21ｺｱｿﾞｰﾝＢﾌﾞﾛｯｸ商業施設整備事業』
［テラッソ姫路］
認定：H27.6.12

【日光市】
『小倉町周辺整備・商業施設整備事業』［道の駅 日光街道ニコニコ本陣］認定：H27.3.9

【石巻市】
『かわまち交流拠点形成に向けた商業施設整備によるまちなか活性化事業』
［いしのまき元気市場］認定：H28.10.26

【唐津市】
『新天町パティオ街区再開発事業』
［KARAE］
認定：H30.４.16

【川越市】
『旧鶴川座再生・利活用事業』
［Hatago Coedoya］
認定：H31.4.４

【小田原市】
『旧ベルジュ新規建物建設事業』
［トザンイースト］認定：H27.6.17

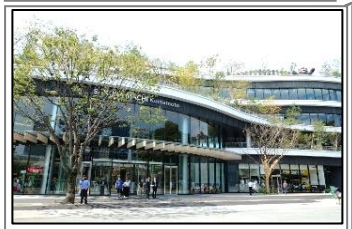

【熊本市】
『SAKURA MACHIスクエア整備事業』
［SAKURA MACHI Kumamoto］
認定：H31.4.４

【高松市】
『瓦町駅核化プロジェクト事業』
［瓦町FLAG］
認定：H27.10.20

【高松市】
『大工町ものづくり育成店舗整備事業・大工町立体駐車場整備事業』［讃岐おもちゃ美術館］
認定：R3.3.16

【長浜市】
『生活文化創造拠点整備事業』
［湖のスコーレ　他］
認定：H31.4.４

【掛川市】
『東街区商業集積整備事業』
［We+138ストア］
認定：
H27.9.3

【藤枝市】
『藤枝駅南口開発B街区複合施設整備事業』［ホテルオーレ、オーレ藤枝］
認定：H27.11.6

【具体的取組①】中心市街地活性化（Ｓ特認定）の事例（福井）

＜課題＞

福井市の中心市街地は、商業、業務、居住など多様な都市機能の集積地であり、JR福井駅を中心とした種々の交通結節点の機能を有する一方で、中心市街地の人口、事業者数、従業者数、商品販売額ともに減少傾向が続いていた。

＜取り組み＞ ～人の流れを作り出す仕掛け、人を呼び込むコンテンツ～

福井らしさを創造・発信・体験できる拠点形成を目指し、福井駅西口の商業施設跡地を再開発し、県都の玄関口となる複合施設「ハピリン」を整備。

１．福井駅西口に不足する飲食店を整備

郷土料理、地酒を振る舞う料理店など、地元の飲食店を誘致。

２．観光客をターゲットとしたテナント誘致

越前打刃物や越前漆器等を扱う福井市観光物産館等が入店。

３．周辺施設と連携したイベントの開催

商店街・大型店と連携し、集客イベントを開催するなど、にぎわいを面的に広げる取組を推進。

４．来訪客の長時間滞在を実現する仕掛け

多目的ホールや自然史博物館分館（プラネタリウム）等を一体整備。バスターミナルに隣接して屋根付き広場も整備。定期的な食や文化イベントを開催、冬にはスケートリンクを設置するなど様々なイベントを開催。

＜波及効果＞

１．商業エリアの来街者数・売上高の増加

商店街に買い物目的で訪れた新規の来街者、売上増加に大きく寄与。

２．商業エリアの雇用者数・新規出店店舗数の増加

ハピリン内のテナントなどで多くの雇用を創出、周辺エリアにも多数の店舗が新規出店。

３．民間投資による開発の増加

ハピリン整備以降も、複数の再開発計画が進行し、ホテルや住宅、事務所、商業、福祉施設などの複合ビル等が順次施工される見込み。

＜利用した支援措置＞

・ 登録免許税の減免

【具体的取組②】中心市街地活性化（Ｓ特認定）の事例（八戸）

ガーデンテラス外観

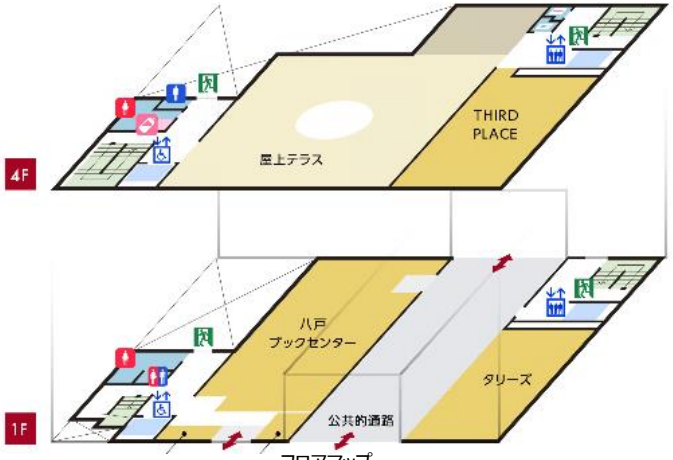

フロアマップ

1F　ブックセンター

4F　サードプレイス（飲食店）

＜課題＞

八戸市の中心市街地は、郊外型ショッピングセンターの進出や、中心市街地から大型店等が撤退したことにより、歩行者量も減り、中心市街地は衰退傾向にあった。

＜取り組み＞　～利便性の高い業種・業態を集積した複合商業施設～

地元の事業者が、地域に不足していた機能を補完し、学生やビジネスパーソン、子育て世代などが利用しやすい施設を整備。

<u>１．企業誘致による新規雇用の創出</u>

テナントの募集を図っていた事業者と、移転先を探していたIT企業のマッチングにより、新規雇用が創出。

<u>２．利便性の高い業種・業態の集積</u>

飲食可能で執筆空間などを整備したブックセンターや開放的な屋上テラスのあるレストラン等を整備。「子育て女性に優しい施設」として、授乳室や清潔でおしゃれなトイレ、バギーのまま移動可能なエレベータを整備。

<u>３．回遊性の向上（時間消費型の空間創出）</u>

中心市街地のイベントとの連携によって、集客の相乗効果を実施。大通りの間を行き来することのできる公共的通路を1階に整備して回遊性を向上。

＜波及効果＞

<u>１．商業エリアの来街者数の増加</u>

学生やビジネスパーソン、子育て世代が気軽に立ち寄れるようになり、歩行者通行量が増加。ガーデンテラスが交通センターとしての役割を果たし、バス利用者の維持に貢献。

<u>２．商業エリアの雇用者数・新規出店店舗数の増加</u>

ガーデンテラス内のテナントで多くの雇用を創出し、ガーデンテラス整備後以降も周辺エリアに多数の店舗が新規出店。

＜利用した支援措置＞

- 登録免許税の減免
- 低利融資

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の申請から認定までの流れ

基本計画の認定

○大臣認定を受けようとする事業の支援措置の欄に大臣認定を受ける旨を記載。

○補助金その他の支援措置についても同様に支援措置の内容を基本計画に記載。

※受けようとする支援措置をすべて記載すること。

※基本計画の認定は例年３月末の他、

市町村からの要望に応じて６月、１１月　頃にも実施。

※基本計画への記載内容については、認定申請マニュアルを参照。

https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/ninteisinsei_manual.html

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画認定申請

※右図①～③

○基本計画の認定後に申請書を市町村を通じて経済産業局へ提出。

※申請書の記載内容について事前に相談してください。

【提出書類】

・経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則に定める申請書（様式第六）

※変更認定申請の場合は様式第七

・申請書別紙１～９

・添付資料

○申請にあたり、中心市街地活性化協議会の同意が必要。

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定

※右図④～⑤

事業着手

支援措置の活用

＜申請から認定までの具体的な手続きの流れ＞

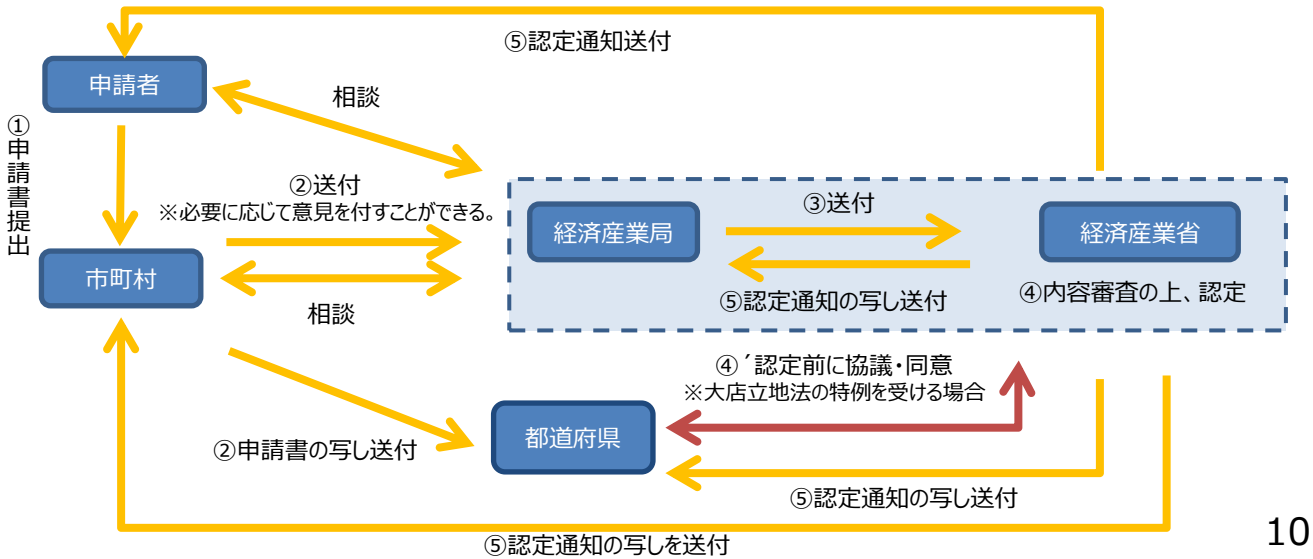

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の申請から認定までのスケジュール

基本計画の
認定申請準備・申請（自治体）

↓

基本計画の認定（内閣府）

↓

特定民間中心市街地経済活力向上
事業計画認定申請準備（事業者）

↓

特定民間中心市街地経済活力向上
事業計画認定申請
（事業者→自治体→経産省）

↓

事前審査・審査委員会（経産省）

↓

特定民間中心市街地経済活力向上
事業計画の認定（経産省）

↓

事業着手（事業者）

↓

支援措置の活用（事業者）

○**基本計画の認定時期は例年６月、１１月、３月**

○大臣認定を受けようとする事業の支援措置の欄に大臣認定を受ける旨を記載。

○補助金その他の支援措置についても同様に支援措置の内容を基本計画に記載。

※受けようとする支援措置をすべて記載してください。

○**約４～５ヶ月程度（申請書の作成等）**要します。

※申請時の御不明点等は、所管の各経済産業局に御相談ください。

○**約２ヶ月程度**要します。

※事前審査、審査委員会、認定証送付等の期間を含みます。

○**S特認定後に事業に着手してください。**

そのため、認定までのスケジュールとしては、**事業着手を起点**として、

目指す認定時期の半年以上前から、御早目の準備をお願いいたします。

中心市街地活性化のための支援措置（経済産業省関連）

金融による支援措置 （中活計画・S特）＜日本政策金融公庫＞

○資金供給の円滑化（低利融資）

(1)経産大臣の認定を受けた商業施設等整備事業（S特事業）

①施設整備者
中小企業事業：特別利率③
貸付額：最大7.2億円

②施設内の商業者等
中小企業事業：特別利率③
貸付額：最大7.2億円

(2)中心市街地活性化基本計画のエリア内の商業者等

中小企業事業：特別利率② ／ 国民事業：特別利率③

貸付額：中小企業事業：最大2.7億円
国民生活事業：最大7,200万円

情報に関する支援措置 （中活計画）＜中小企業基盤整備機構＞

○個別事業等実施のための支援
・個別事業の実効性を高めるための診断・助言
・事業実施のためのセミナーの企画・立案及び講師の派遣

○中心市街地活性化協議会の設立・運営、活動支援
・中心市街地活性化協議会等の設立・運営に係わるアドバイザー派遣

規制の特例措置等（中活計画・S特）

○中心市街地への大型集客施設の立地促進
・大規模小売店舗立地法の特例(出店手続きの適用除外)
（Ｓ特においても出店手続きの適用除外が可能）

認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に対する支援措置

日本政策金融公庫からの低利融資

【中小企業者向け業務】

○**認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき**

①当該事業を実施する中小企業者

②当該事業計画により整備された施設において卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む中小企業者 は、日本政策金融公庫からの低利融資を受けることができる。

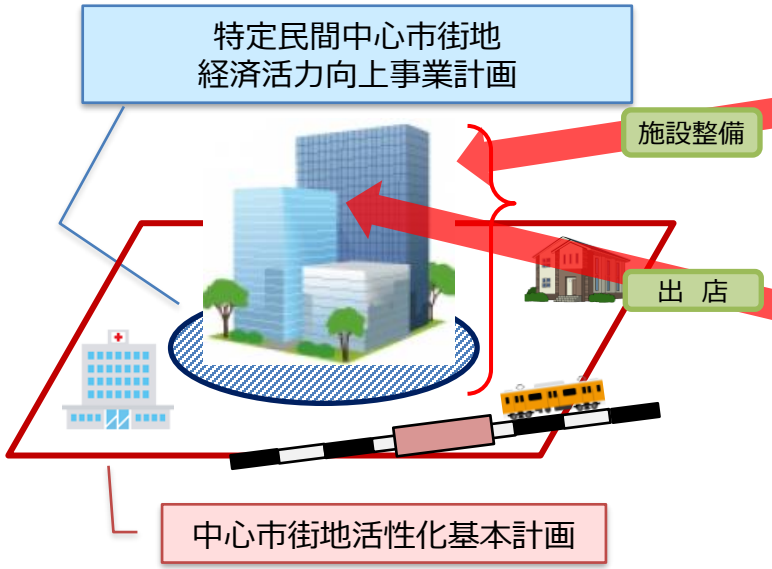

「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」に係る 日本政策金融公庫の低利融資（企業活力強化資金）

①施設整備を実施する中小企業者に対する低利融資

貸付利率 （年利）	特別利率③（※）
貸付限度額	７億2,000万円
うち特別利率の適用限度額	７億2,000万円
貸付期間	設備資金 最長20年以内、運転資金 最長７年以内

②施設に出店する中小企業者に対する低利融資

貸付利率 （年利）	特別利率③（※）
貸付限度額	７億2,000万円
うち特別利率の適用限度額	２億7,000万円
貸付期間	設備資金 最長20年以内、運転資金 最長７年以内

（※）0.60～1.10%（令和６年３月時点）。ただし、左記利率は標準的な貸付利率です。
適用利率は、信用リスク（担保の有無を含む）等に応じて、所定の利率が適用されますので、詳しくは日本政策金融公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。

低利融資ご利用の一般的な流れ

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定 → 低利融資の相談（日本政策金融公庫各支店の中小企業事業窓口） → 低利融資申込み → 審査 → 融資

※詳しくは日本政策金融公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。

手続きの流れ(https://www.jfc.go.jp/n/finance/flow/a200.html) 企業活力強化資金(https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/14_syougyousikin_m_t.html)

認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に対する支援措置

大規模小売店舗立地法の特例

申請する事業が大規模小売店舗を立地する事業である場合、大規模小売店舗立地法に基づく届出等の手続を撤廃。

大規模小売店舗立地法の特例適用の流れ

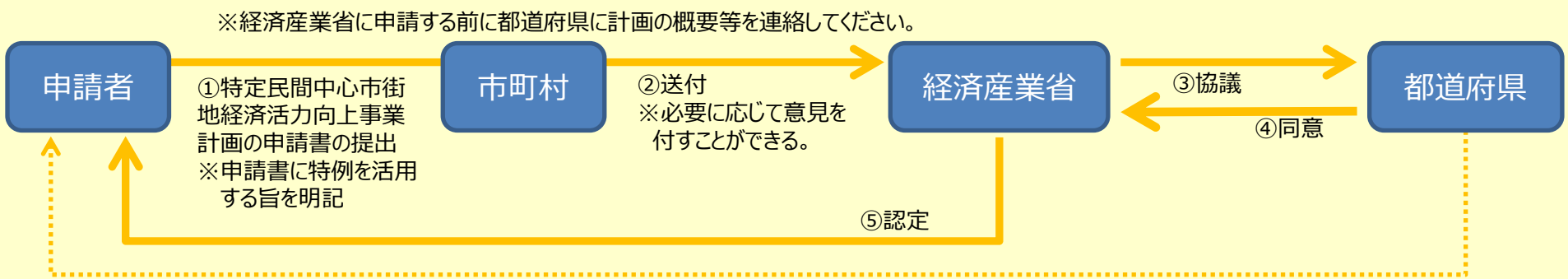

撤廃される立地に係る手続き
大店立地法の届出
届出の公告・縦覧（４ヶ月）
８ヶ月の事業実施制限
都道府県の意見表明（届出後８ヶ月以内）
説明会の開催（公告後２ヶ月以内）
地元市町村、住民等の意見表明（縦覧期間中）

留意事項
都道府県は同意に際し必要と認める場合は、事業者に対し、地元住民等への説明会の開催等を求めることができる
都道府県の同意を得るまでに最低２週間（縦覧期間）必要

大規模小売店舗立地法の特例（３パターン）

【通常】 大規模小売店舗の新設

新設者 → 届出 → 都道府県 政令指定都市

○必要な手続き
- 大店立地法の届出（添付書類）
- 届出の公告･縦覧（４ヶ月）
- ８ヶ月の事業実施制限
- 都道府県の意見表明（届出後８ヶ月以内）
- 説明会の開催（公告後２ヶ月以内）
- 地元市町村、住民等の意見表明（縦覧期間中）

【特例①】第一種大規模小売店舗立地法特例区域に新設される大規模小売店舗

新設者 → 届出不要 → 都道府県 政令指定都市

○必要な手続き
- 無し

【特例②】第二種大規模小売店舗立地法特例区域に新設される大規模小売店舗

新設者 → 届出 → 都道府県 政令指定都市

○必要な手続き
- 大店立地法の届出
- 届出の公告･縦覧（４ヶ月）
- 説明会の開催（公告後２ヶ月以内）

【特例③】認定特定中心市街地経済活力向上事業計画に基づき設置される大規模小売店舗

新設者 → 届出不要 → 都道府県 政令指定都市

○必要な手続き
- 無し

中心市街地活性化法に基づく大規模小売店舗立地法の特例（３パターン）

	① 第一種大規模小売店舗 立地法特例区域に設置 される大規模小売店舗	② 第二種大規模小売店舗 立地法特例区域に設置 される大規模小売店舗	③ 認定特定中心市街地経済活力向 上事業計画に基づき 設置される大規模小売店舗
根拠条文	中心市街地活性化法 第３７条	中心市街地活性化法 第６５条	中心市街地活性化法 第５８条
区域	認定中心市街地活性化基本計画に定められた区域のうち、都道府県及び政令市（都道府県等）が指定する区域	中心市街地の区域のうち、都道府県等が指定する区域（※基本計画の認定を要しない）	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に記載された大規模小売店舗の所在地
特例に係る手続き	① 都道府県等が特例区域案を作成（認定市町村が区域案を提出することも可） ② 都道府県等が公告・縦覧を行い住民等が意見表明（２週間） ③ 必要と認められるときは公聴会開催等住民等の意見を反映させるために必要な措置 ④ 都道府県等が区域を決定	① 都道府県等が特例区域案を作成（認定市町村が区域案を提出することも可） ② 都道府県等が公告・縦覧を行い住民等が意見表明（２週間） ③ 必要と認められるときは公聴会開催等住民等の意見を反映させるために必要な措置 ④ 都道府県等が区域を決定	① 民間事業者が市町村経由で経済産業大臣に認定申請 ② 経済産業大臣が都道府県知事に協議し同意を得る。同意に際しては、都道府県が公告・縦覧を行い住民等が意見表明（２週間） ③ 経済産業大臣が認定
適用される特例	大規模小売店舗設置者による大規模小売店舗立地法（大店立地法）の新設・変更等の届出や説明会等が不要となり、**実質的に出店等の手続きが撤廃**。	大規模小売店舗設置者により大店立地法の新設・変更等の**届出の添付書類の簡素化や届出後８ヶ月間の実施制限が不要**となり、新規出店や変更等の負担を**大幅に軽減**。	都道府県知事の同意を得た上で、特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定を受けた場合は、**第一種大規模小売店舗立地法特例区域と同様の特例を適用**（当該特例の適用を受ける場合に限る。）。
立地に係る手続き	● 大規模小売店舗設置者が新規出店等を計画 ・無し ● 大規模小売店舗設置者が新規出店等を実施	● 大規模小売店舗設置者が新規出店等を計画 ・大店立地法の届出 ・届出の公告・縦覧（４ヶ月） ・説明会の開催（公告後２ヶ月以内） ● 大規模小売店舗設置者が新規出店等を実施	● 大規模小売店舗設置者が新規出店等を計画 ・無し ● 大規模小売店舗設置者が新規出店等を実施
備考	● 特例区域の決定までに最低２週間必要。	● 特例区域の決定までに最低２週間必要。	● 都道府県は同意に際し必要と認める場合は、事業者に対し、地元住民等への説明会の開催等を求めることができる。 ● 都道府県の同意までに最低２週間必要。

中心市街地活性化施策に関するお問い合わせ先

担当課室	住所及び電話	管轄地域
北海道経済産業局 経営支援課商業振興室	〒060-0808 札幌市北区北8条西2　札幌第1合同庁舎 TEL：011-738-3236	北海道
東北経済産業局 商業・流通サービス産業課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1　仙台合同庁舎 TEL：022-221-4914	青森、岩手、宮城 秋田、山形、福島
関東経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1　さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL：048-600-0318	茨城、栃木、群馬 埼玉、千葉、東京 神奈川、新潟 長野、山梨、静岡
中部経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2　TEL：052-951-0597	愛知、岐阜、三重 富山、石川
近畿経済産業局 流通・サービス産業課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44　大阪合同庁舎1号館 TEL：06-6966-6025	福井、滋賀、京都 大阪、兵庫、奈良 和歌山
中国経済産業局 流通・サービス産業課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30　広島合同庁舎2号館 TEL：082-224-5655	鳥取、島根、岡山 広島、山口
四国経済産業局 商務・流通産業課	〒760-8512 高松市サンポート3-33　高松サンポート合同庁舎 TEL：087-811-8524	徳島、香川 愛媛、高知
九州経済産業局 流通・サービス産業課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1　福岡合同庁舎 TEL：092-482-5456	福岡、佐賀、長崎 熊本、大分、宮崎 鹿児島
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1　那覇第2地方合同庁舎2号館 TEL：098-866-1731	沖縄
経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室	〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1 TEL：03-3501-3754	–